

平成 29 年 8 月 31 日

株式会社 イスコ

マージン率等に係る情報提供について

労働者派遣法（法第 23 条第 5 項）に基づき、下記の情報提供をいたします。なお、第 30 期（平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日）の数値に基づく情報提供となります。

1. 平成 28 年度：事業所別労働者派遣におけるマージン率等

人数	① 労働者派遣に関する料金 (一日 8 時間当たりの平均額)	② 派遣労働に従事する 社員の賃金 (一日 8 時間当たりの平均額)	マージン率 (①-②) ÷ ①
0 人	0 円	0 円	0%

2. 教育訓練に関する事項

株式会社イスコでは、教育訓練として次の内容を実施しております。

教育内容	対象	方法	費用負担 有無	賃金支給 有無	平均 実施時間

3. マージン率について

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) / 派遣料金の平均額

マージン金額には以下の金額が含まれております。

- ① 事業主が負担する社会保険料、労働保険料
- ② 教育費（図書費、ライセンス受験費用、ベンダーライセンス受講費用等）
- ③ 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ④ 新卒・中途および社員の研修期間の人件費
- ⑤ 福利厚生費
- ⑥ オフィス賃料
- ⑦ 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ⑧ サービス等の研究・投資費用
- ⑨ 営業益